

「指定介護老人福祉施設」

特別養護老人ホーム 朝光苑

運 営 規 程



朝光苑
ちょうこうえん

(趣旨)

第1条 この規程は、青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人温和会（以下「当法人」という。）が設置運営する指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム朝光苑（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 1 入所者の施設サービス計画に基づき、在宅での暮らしに近い日常の生活支援を行う観点から、入所者の自立的生活を保護する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えたユニットケアを行うとともに、機能訓練その他必要な日常生活を支援し、可能な限り居宅における生活への復帰を図ることを目的とする。

2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 当施設は、明るい家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス提供事業者、他の介護保険施設、その他保険医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(運営の方針)

第3条 1 当施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態を踏まえて介護を適切に行う。

2 当施設はサービスの提供に当り、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 当施設の職員はサービスの提供に当り、介護に必要な事項について入所者又は家族、連帯保証人に対し、理解しやすいよう懇切丁寧に説明を行う。

4 当施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、入所者又は家族、連帯保証人に説明のうえ、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。

5 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム朝光苑
- (2) 所在地 青森市大字横内字亀井245番地1

(職員の職種及び員数)

第5条 1 施設に勤務する職員の職種、人数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者) 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人 (非常勤)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じ、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整や外部との連携を行う。

(4) 介護支援専門員 1人以上

介護サービス計画書の作成等を行う。

(5) 看護職員 常勤換算方法で2人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(6) 介護職員 常勤換算方法で18人以上 (ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人)

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(8) 管理栄養士 1人

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(入所者定員)

第6条 当施設の入所定員は50人でユニット数5、ユニット毎の定員は10人とする。

(入所者に対する介護保険サービスの内容)

第7条 当施設は、入所者に対し、次に挙げる介護保険サービスの提供を行う。

1 当施設は、介護福祉サービス費 (I) を算定し、入所者3人に対して看護、介護職員を1人以上配置する。

2 当施設は、退所後の居宅サービス等について、必要に応じ居宅を訪問し、入所者、家族双方に指示を行うことができる。

また、必要に応じ入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に情報を提供することができる。

3 当施設は1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

4 当施設は、入所者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、オムツを利用しなければならない入所者のオムツを適切に取り替える。

- 5 当施設の食事は、管理栄養士を配置し適切な栄養量及び内容で、かつ適時に適温で提供する。

食事の時間は希望に合わせて選択することができますが、おおむね以下の通りとする。

朝食 7：45 昼食 12：00 夕食 17：30

(施設サービスの利用料及び費用等)

- 第8条 1 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。
- ① 食事の提供に要する費用
 - ② 居住に要する費用
 - ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - ⑤ 理美容代 実費
 - ⑥ 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、別に定める。
- 4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。
- 5 管理者は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 1 入所者は、施設生活上の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- 2 入所者は、施設内で次の行動をしてはならない。
- ① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - ② 指定した場所以外で喫煙すること。
 - ③ 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと
 - ④ その他この規程の定め反すること。

(衛生管理等)

- 第10条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 1 当事業サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設、入所者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等の適正化について)

- 第12条 1 当施設は、身体的拘束等の適正化のため、次の措置を講ずることとする。
- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第13条 1 提供したサービスに関する利用者に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 1 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 1 当施設は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害地震などの災害に対するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。
- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、消防法第8条に定める防火管理者が行う。
 - 3 消防訓練及び避難・救出訓練は年2回以上実施する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第17条 1 当施設は職員の資質向上のため研修の機会を積極的に設ける。
- 2 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次の通りとする。

(1) 清掃業者	(有) 三良商事
(2) 調理業務	株式会社 メフォス
 - 3 当施設の職員は、業務上知り得た入所者又は家族、連帯保証人の秘密を保持する。職員が退職した後においても、これらの秘密を保持させるため、当施設はあらかじめその事項を職員との誓約書に盛り込む。
 - 4 当施設が提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口として生活相談員、介護支援専門員を充てる。
 - 5 当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。虐待の防止に関する責任者の選定、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施、その他虐待防止のための必要な措置、発見時の市町村へ報告
 - 6 当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

- 7 (1) 当施設は、介護支援専門員に介護サービス計画を作成させる。
- (2) 当施設の介護支援専門員は施設サービス計画書について入所者又は家族、連帯保証人に対し説明する。
- 8 当施設は、入所者の介護保険施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、介護看護計画、機能訓練記録その他必要な記録を整備する。入所者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、原則としてことに応じる。ただし、家族、連帯保証人からの請求については、本人同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 1 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 職員ならびに職員であった者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、提供するサービスに関する記録を整備し、その完結した日から最低3年間保存するものとする。また、請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める重要事項説明書に定めるほか、入所者及びその家族、連帯保証人と当法人が協議して定める。

附 則

この規程は平成15年 4月1日から施行する。

平成17年10月1日一部改正	平成28年 4月1日一部改正	令和 3年 8月1日一部改正
平成18年 4月1日一部改正	平成28年12月1日一部改正	令和 4年 4月1日一部改正
平成21年 4月1日一部改正	平成29年3月17日一部改正	令和 4年10月1日一部改正
平成21年 6月1日一部改正	平成29年 4月1日一部改正	令和 5年 2月1日一部改正
平成22年 9月1日一部改正	平成30年 4月1日一部改正	令和 6年 8月1日一部改正
平成24年 4月1日一部改正	平成30年 8月1日一部改正	令和 7年 2月1日一部改正
平成24年 5月1日一部改正	平成31年 4月1日一部改正	令和 7年3月10日一部改正
平成26年 4月1日一部改正	令和 元年10月1日一部改正	
平成27年 4月1日一部改正	令和 2年 4月1日一部改正	
平成27年 8月1日一部改正	令和 3年 4月1日一部改正	